通巻第671号2026年11月1日発行

三重県市町村職員共済組合

mie 共済NEWS

11
2026年
11月
No.671



CONTENTS

高額療養費制度の見直し …… P.2～3
人間ドック・脳ドック受診者募集 …… P.4～5
便利になった「ねんきん定期便」…… P.6～7
特定健康診査の受診勧奨 …… P.8
生活年金プラン　新規加入・更新のご案内 …… P.9
被扶養者資格確認の実施報告 …… P.10～11
子どもの医療費、タダではありません! …… P.12
共済貯金を始めてみませんか? …… P.13
お知らせ（医療費通知書の送付／休業給付の
給付上限額等の変更／物資あっせん事業のご案内／
住宅取得資金に係る残高等証明書の送付／
東京麹町東急REIホテルのご案内）…… P.14～15
健康動画の紹介 …… P.16

コスモス畑（東員町）
転作田を利用した約200万本のコスモス畑で、30年以上続く東員町の秋の風物詩です。
晴れた日には鈴鹿山脈を背景に、三岐鉄道の車両の黄色とコスモスのピンク色が織りなすコントラストが楽しめます。

令和8年8月から
高額療養費制度が見直されました

高額療養費とは、医療機関や薬局の窓口で支払った1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分が払い戻される制度です。自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。

高額療養費制度の見直しは、令和8年8月からと令和9年8月からの2段階にわけて実施されます。



改正のポイント

令和8年8月から

- ❶月額上限が引上げられます
- ❷多数回該当の限度額は据え置かれます
- ❸「年間上限」が新設されます

令和9年8月から

- ❶住民税非課税以外の負担区分が細分化されます
- ❷月額上限が変わります

高額療養費制度の上限額（令和8年8月から令和9年7月まで）

次の表は、令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

70歳未満

所得区分（標準報酬の月額）	令和8年7月まで 月額上限	令和8年8月から令和9年7月まで 月額上限	令和8年8月から令和9年7月まで 年間上限
上位所得者Ⅰ 83万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%<多数回該当：140,100円>	270,300円＋(医療費－901,000円)×1%<多数回該当：140,100円>	1,680,000円
上位所得者Ⅱ 53万円以上83万円未満	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%<多数回該当：93,000円>	179,100円＋(医療費－597,000円)×1%<多数回該当：93,000円>	1,110,000円
一般Ⅰ 28万円以上53万円未満	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%<多数回該当：44,400円>	85,800円＋(医療費－286,000円)×1%<多数回該当：44,400円>	530,000円
一般Ⅱ 28万円未満	57,600円<多数回該当：44,400円>	61,500円<多数回該当：44,400円>	530,000円（※1）
低所得者 住民税非課税	35,400円<多数回該当：24,600円>	36,900円<多数回該当：24,600円>	290,000円

70歳以上

所得区分（標準報酬の月額）	令和8年7月まで 月額上限 外来特例（個人）	令和8年7月まで 月額上限 世帯	令和8年8月から令和9年7月まで 月額上限 外来特例（個人）	令和8年8月から令和9年7月まで 月額上限 世帯	令和8年8月から令和9年7月まで 年間上限
83万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%<多数回該当：140,100円>		270,300円＋(医療費－901,000円)×1%<多数回該当：140,100円>		1,680,000円
53万円以上83万円未満	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%<多数回該当：93,000円>		179,100円＋(医療費－597,000円)×1%<多数回該当：93,000円>		1,110,000円
28万円以上53万円未満	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%<多数回該当：44,400円>		85,800円＋(医療費－286,000円)×1%<多数回該当：44,400円>		530,000円
一般 28万円未満	18,000円（年間上限144,000円）	57,600円<多数回該当：44,400円>	22,000円	61,500円<多数回該当：44,400円>	外来：216,000円 世帯：530,000円（※1）
低所得Ⅱ 住民税非課税	8,000円（年間上限144,000円）	24,600円	11,000円	25,700円<多数回該当：24,600円>	外来：96,000円 世帯：290,000円
低所得Ⅰ 住民税非課税で一定所得以下	8,000円（年間上限144,000円）	15,000円	8,000円	15,700円	外来：96,000円 世帯：180,000円

※1 標準報酬の月額が16万円未満に該当すると確認できた方は、年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に償還払いとなります。

共済組合には、自己負担を軽減する独自の附加給付制度があります

自己負担額から高額療養費を控除した後の額が一定額（25,000円。上位所得者は50,000円）を超えた場合、その超えた額が診療月の約3か月後に、当組合独自の附加給付として自動的に支給されます。

なお、令和8年8月から高額療養費制度の自己負担限度額が見直されたことに伴い、令和9年4月から附加給付の自己負担限度額（25,000円又は50,000円）も、見直される予定です。

例 **1か月の医療費の自己負担が30万円かかった場合**
（標準報酬の月額が28万円～53万円未満の場合）

医療費100万円

共済組合負担7割 700,000円	患者負担3割 300,000円

高額療養費

高額療養費 207,060円	**自己負担限度額** 85,800円＋(100万円－286,000円)×1% **＝92,940円**

当組合独自の附加給付を支給

附加給付 67,900円 25,000円を超える額（100円未満切捨て）	**最終的な自己負担額は 25,040円**

【お問い合わせ】 保険課医療係 ☎ 059-253-2704

病気の早期発見と健康管理のために！

令和9年度 人間ドック・脳ドック受診者募集

受診期間

令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日



コースと対象者

1 人間ドック（いずれか1コースのみ受診できます。）

(注意)受診枠を超えた場合は、希望の医療機関で受診できない場合があります。

1泊2日コース	満40歳以上の組合員と被扶養者
1日コース	満38歳以上の組合員と被扶養者

38歳未満の組合員の方もお申し込みいただけますが、申込人数が医療機関の受診枠を超えた場合は、38歳以上*の申込者を優先します。

＊1日コースについては、対象年齢を40歳とするまで毎年1歳ずつ引き上げることとしています。

2 脳ドック 満40歳以上の組合員と被扶養者（令和7年度又は令和8年度に受診した方を除きます。）

併用コース	人間ドックと同じ医療機関で受診する場合
単独コース	上記以外の場合

●1泊2日コース、1日コース、脳ドックは、令和9年4月1日時点で組合員又は被扶養者である方に限ります。（年度途中に組合員又は被扶養者となられた方は、申し込めません。）

契約医療機関・検査項目・検査費用

契約医療機関や検査項目（オプション検査を含む。）とその費用については、当組合ホームページの「お知らせ」に令和9年1月頃掲載予定です。

※ホームページに掲載する費用は、助成後の金額です。

助成額は、表1のとおりです。

▶表1 人間ドック・脳ドック助成

種類	区分	助成額
人間ドック（注）	組合員	20,000円
	被扶養者 任意継続組合員	15,000円
脳ドック		15,000円

(注)受診日時点の区分により助成額が異なりますのでご注意ください。
例：現職中に申し込んだが受診日時点で任意継続組合員となっていた場合の助成額は、15,000円です。

がん検診と助成額

人間ドック受診時にオプションで婦人がんや前立腺がんに係る検診を受診した場合、がん検診助成後の額で受診することができます。

人間ドックとは別に、がん検診を受診することも可能です。その場合は、ご自身で助成金の請求が必要です。

助成額は、表2のとおりです。

▶表2 がん検診助成

種類		助成額
子宮がん検診（細胞診、超音波）		3,000円
乳がん検診	超音波	3,000円
	X線	
	触診+超音波	
	触診+X線	
	超音波+X線	6,000円
	触診+超音波+X線	
前立腺がん検診（PSA）		1,500円

人間ドック・脳ドック受診の流れ

申込み

- 令和9年1月初旬に所属所を通じて案内いたしますので、指定された締切日までに申込みしてください。
  ※締切り後は、受付できません。
- 2年度目の任意継続組合員の方へ　3月初旬に当組合からご自宅に直接、募集案内を送付しますので、締切日までに申込書を提出してください。

受診案内が届く

- 医療機関からご自宅に受診案内が届きます。

受診当日

- マイナ保険証又は資格確認書と医療機関から送付された書類等を持参し、医療機関の窓口で受診者負担金を支払って受診してください。
  (後期高齢適用者である組合員の方は、当組合発行の「後期高齢者等(短期)組合員証明書」を必ず提示してください。)
  ※受診日に組合員又は被扶養者の資格を喪失している場合は、受診できません。資格喪失後に受診された場合は、共済組合助成額を返金していただきます。

特定保健指導

- 健診結果により特定保健指導の対象者となった場合は、当組合が実施する特定保健指導を受けていただきます。現職の組合員については、所属所を通じて案内します。

Q & A

Q 

仕事が忙しくて申込みを忘れたけど、締切り後でも申込みできるかな？

A 

締切り後の申込みについては、医療機関の受診枠の都合もあり、一切受付できません。必ず締切日までに申込書を提出してください。なお、人間ドック(1泊2日コース・1日コース)の申込みができなかった現職の組合員の方については、人間ドック(巡回コース)や職場の事業主健診等について、職場にお問い合わせいただくようお願いします。また、人間ドックの申込みのない40歳から74歳までの任意継続組合員と被扶養者の方には、7月頃に特定健康診査の受診券と案内を送付しますので、こちらを受けるようにしてください。

Q 

人間ドックのオプションで婦人がん検診を受診したけど、助成金の手続きはどうしたらいいの？

A 

受診日当日は、医療機関において助成後の額をお支払いいただくので、後日の手続きは不要です。

【お問い合わせ】　保険課健康係　☎ 059-253-2704

年金 早わかりガイド

便利になった「ねんきん定期便」をご利用ください



「ねんきん定期便」は、保険料の納付実績や将来の年金給付に関する情報をお知らせするものとして、年に一度誕生月に組合員の皆さんに送付しています。

この「ねんきん定期便」の送付対象者や記載内容に変更がありましたので、お知らせします。

送付対象者が拡大されました

これまで、「ねんきん定期便」の送付対象者は、59歳以下の組合員となっていました。しかし、令和5年度からの地方公務員の定年の段階的な引上げなどの理由により、令和8年8月から、**60歳以上の人も「ねんきん定期便」の送付対象者となりました。**

電子交付が受けられます

令和8年9月からは、「ねんきん定期便」を書面だけでなく、スマートフォン等を利用して、電子交付が受けられるようになりました。

※従来の書面での送付も、継続して行われます。

①電子交付の方法

「e-私書箱」(マイナ手続きポータル)を利用して電子交付されます。

②電子交付の対象者

「e-私書箱」のアカウントを開設した組合員と年金待機者

③電子交付の内容

電子交付の内容は、書面と同様です。
なお、公的年金シミュレーター用二次元コードではなく、ホームページのURLが記載されています。

「公的年金シミュレーター」が利用できます

令和8年8月からは、「ねんきん定期便」に**公的年金シミュレーター用二次元コードが記載されました**。スマートフォンから二次元コードを読み込むと公的年金シミュレーターが起動し、将来受け取れる年金の見込額を試算できます。

● 公的年金シミュレーターとは

働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できる厚生労働省が開発したツールです。

計算対象は、公的年金である老齢年金と障害年金、私的年金であるiDeCo（個人型確定拠出年金）になります。（遺族年金等は、計算できません。）

3ステップで完了！「公的年金シミュレーター」の使い方

IDやパスワードは不要で、すぐに試算を始めることができます。



https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp

公的年金
シミュレーター

ステップ①

スマートフォンから、「ねんきん定期便」に記載の二次元コードを読み込みます。

ステップ②

試算する公的年金の種類、生年月日を入力し、「試算をはじめる」をタップします。

ステップ③

年金見込額が、グラフで表示されます。

公的年金シミュレーター Q&A

Q 公的年金シミュレーターの利用対象者は？

A 主に次のような人に活用いただけます。

- 老齢年金の見込額を確認したい人
- 障害年金について受給額の目安を知りたい人
- iDeCo（個人型確定拠出年金）を活用して老後の資金づくりを考えている人

Q 実際に受け取れる年金額が表示されるのですか？

A 公的年金シミュレーターは、年金額を簡易に試算することを目的としているため、実際の年金額とは一致しません。

【お問い合わせ】 年金課 ☎ 059-253-2706

健康管理のために必ず

40歳から74歳までの被扶養者と任意継続組合員の皆さんへ

特定健診を受診しましょう



生活習慣病の予防と早期発見のため、40歳から74歳までの被扶養者と任意継続組合員の方を対象に、特定健康診査（特定健診）の受診券を7月頃にお届けしました。

受診費用（9,500円相当）は、当組合が全額負担するため**無料**です。受診券の有効期限は、令和9年3月31日です。お早めに受診してください。

受診方法《詳細は、共済NEWS　No.669（2026年5月号）に掲載しています。》

ご自身の状況に合わせて、次のいずれかの方法で特定健診を受診してください。

❶ 特定健診

右の送付物（緑の封筒）に封入された「かならず受けよう 特定健診」に記載されている医療機関に、電話で予約してください。

＊組合員の資格を喪失した場合や被扶養者の認定が取消しとなった場合は、資格喪失日以降の受診ができません。（❷共同巡回健診も同じ。）

❷ 共同巡回健診　※女性のみ！

右の送付物(透明の封筒)に封入された冊子をご覧になり、ご都合の良い会場をインターネット（パソコン、スマートフォン等）又はハガキで予約してください。

❸ 勤務先（パート先など）の健康診断

勤務先（パート先など）で健康診断を受診した場合、その結果を当組合に提出することで、特定健診を受診したことになります。健診結果を提出された方には、1,000円分のQUOカードを進呈します。

※「受診券」を使用した場合や健診結果に特定健康診査の検査項目が全て含まれていない場合は、QUOカード進呈の対象外です。

送付物



緑色の封筒
（男性に送付しています）



透明な封筒
（女性に送付しています）

❶は事業主健診を受けない一部の短期組合員の方も対象です。
対象となる方には、青色の封筒で所属所（勤務先）を通じて案内しています。
なお、当該短期組合員の受診券の有効期限は令和8年12月31日ですので、ご注意ください。



特定健康診査の基本検査項目

●身体計測（身長・体重・腹囲）　●血圧測定　●検尿（尿糖・尿たんぱく）
●血液検査（脂質検査・血糖検査・肝機能検査）
※医師が必要と判断した場合は、血清クレアチニン検査・心電図検査・眼底検査・貧血検査を実施します。

健診後もしっかり健康をサポートします

特定健康診査の結果を基に、生活習慣病のリスクがあると判定された方には、「特定保健指導利用券」を送付します。（特定健診当日に保健指導を受けた方は除きます。）

特定保健指導により、専門的な知識を持った健康相談員と一緒に、生活習慣の改善目標や具体的な行動計画を立てることで、体質改善につながります。対象となった方は、必ず受けましょう！

【お問い合わせ】　保険課健康係　☎ 059-253-2704

「生活年金プラン」・「訴訟費用保険」
新規加入・更新のご案内

生活年金プラン〈こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】〉わいどプラン〈年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】〉医療費支援一時金プラン〈家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】〉医療保障〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】〉医療保障プラス〈医療保険【損害保険】〉重病克服支援〈健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】〉退職後フォロー〈リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】〉傷害給付〈賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付弁護士補償特約付普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】〉長期療養収入補償〈精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】〉短期療養サポート〈特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】〉

申込締切日 令和8年11月6日(金)　**保険期間** 令和9年3月1日(月)～令和10年2月29日(火)

生活年金プランとは

組合員に万一(死亡・高度障害・入院等)のことがあったときに、生活を援助していく制度です。
組合員を被保険者とする任意加入型の団体保険で、お手頃な保険料で加入できます。
加入者は、給与天引きにより保険料を納めていただきます。(退職後継続者は年払い)
短期組合員の方は、所属所によって給与天引きができない場合があります。

1 申込方法

所属所を通じてご案内します。新規加入や加入内容の変更を希望する方は、配付された加入申込書に記入押印し、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。



2 制度改定について

今年度は、以下の制度改定があります。

改定①:『生活年金プラン』において、在職時の給与に近い収入リズムの再現や、わかりやすさの向上等を目的に、コース再編を実施しました。「新規加入不可コース」・「廃止コース」にご加入の方は、「新規加入可能コース」への変更手続きをお願いします。

改定②:『傷害給付』に弁護士費用補償特約が付加されます。

3 制度ラインナップ

＜「訴訟費用保険」以外は、「生活年金プラン」に加入していることが、それぞれの制度の加入要件となります。＞

◆「生活年金プラン」
死亡・高度障害時に保険金を支払
※制度改定により現行コースが廃止となる方がいらっしゃいます。対象となる方は、必ず申込書の提出が必要となります。

◆「退職後フォロー」
死亡・高度障害時に保険金を支払
加入時の保険料率は満了まで同一



◆「わいどプラン」
死亡・高度障害・障害状態
(障害年金1級・2級)時に保険金を支払

◆「医療費支援一時金プラン」
病気・ケガによる1日以上の入院や入院を伴わない手術・放射線治療、先進医療による療養を保障
※対象となる先進医療については、パンフレット(*)の「給付金に関するご注意」をご確認ください。

◆「医療保障」
病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、1日目から入院給付金を支払

◆「医療保障プラス」
手術保険金、7大疾病・女性疾病による入院保険金、介護・親介護保険金を給付
※「医療保障プラス」への加入は、「医療保障」への加入が条件です。

◆「重病克服支援」
所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたときに、一時金又は年金として支払
また、特約部分を付加することにより、7大疾病及び上皮内新生物についても保障
※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は、重複しては支払われません。

◆「短期療養サポート」
病気・ケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金を支払
入院だけでなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態の場合も給付金を支払

◆「傷害給付」　**新たに弁護士費用補償特約を追加！**
突発的で外的なアクシデントによるケガで入院・通院・手術をしたときの補償と携行品損害保険金・賠償責任保険金・住宅内生活用動産保険金

◆「長期療養収入補償」
病気・ケガにより免責期間365日を超えて就業障害が継続した場合の収入を補償

◆「訴訟費用保険」(単独加入可)
業務遂行に起因してなされた「住民訴訟」・「民事訴訟」により、職員個人が負担する争訟費用、敗訴した場合に職員個人が負担する損害賠償金を補償

※「生活年金プラン」、「わいどプラン」、「医療保障」、「短期療養サポート」については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、「配当金」として還付があります。
※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
(*)制度内容等の詳細は、パンフレットをご確認ください。パンフレットは、「みんなのMYポータル」上に掲載されています。

お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社
中部公法人部法人営業第二部
〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦3-5-27錦中央ビル６階
TEL：052-951-9102
受付期間：平日(土日・祝日、年末年始を除く)
受付時間：9：00～17：00

「みんなのMYポータル」のアクセスについて

左記二次元コード又は下記URLから入室いただくと、自動的に三重県市町村職員共済組合専用のポータルサイトに移行します。パンフレット等は、こちらからご覧いただけます。
既加入者の加入内容の確認等につきましては、別途お客さまIDとパスワードが必要となります。
ご自身のお客さまIDとパスワードがわからない場合は、「お客さまIDをお忘れの方」・「パスワードをお忘れの方」の項目をクリックいただき、お手続きください。

➡こちらからも、アクセスしていただけます。**https://myportal.meijiyasuda.co.jp/?dcd=4xypdKSbNT4xsfEu**

被扶養者資格確認を実施しました



18歳以上の被扶養者がいる組合員を対象に、被扶養者資格確認を行いました。多くの組合員の方にご協力いただき、ありがとうございました。

被扶養者の収入や生活が変化した場合、認定要件を満たさなくなることがあります。その際は、取消し手続きが必要です。取消し手続きが遅れると、認定要件を満たさなくなった時点まで遡って、医療費の返還や国民健康保険への遡及加入など、思わぬ負担が生じますので、十分ご注意ください。**被扶養者の状況把握は、組合員の責任です。**

被扶養者認定の大前提

被扶養者として認定されるには、次の要件を満たす必要があります。

- **主として組合員の収入により生計を維持していること。**
- **収入が認定限度額未満であること。**

単に「収入が少ない」、「無職である」、「介護が必要になった」、「同居で他に扶養する者がいない」という理由だけでは、生計維持関係があるとは認められません。

例えば 定年退職した父親と同居し、生活費の不足分を組合員が負担している場合であっても、父親が主に自身の蓄えで生活しているときは、被扶養者としては認められません。

主な取消し事例

1 子どもが就職し、社会保険に加入していた

速やかに取消し手続きを行ってください。(自動的に認定が取り消されることはありません。)

2 ダブルワーク等により収入が増加していた

勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先の収入(見込額)を合算して判断します。いずれかの勤務先で雇用形態が変更となった場合や、勤務先を増やした場合は、その時点からの収入見込額が認定限度額を超過しないか確認をお願いします。

3 年金の受給が始まっていた、年金額が改定されていた

年金を受給し始めた場合や、年金額が改定されていた場合は、年額が認定限度額を超過しないか確認をお願いします。(非課税の遺族年金や障害年金も収入に含みます。)

4 事業収入が認定限度額を超過していた

事業収入については、総収入から共済組合が必要と認めた経費を控除した額で判断します。税法上の所得計算とは異なるため、注意が必要です。

重要　令和9年度から資格確認の方法が変わります

被扶養者として継続認定されるには、被扶養者の収入が認定限度額未満であっても、次の要件を令和9年度の調査時点で満たしている必要があります。

- 同居の場合…被扶養者の収入が組合員の収入の2分の1未満であること。(注1)
- 別居の場合(注2)　…被扶養者の収入が組合員からの仕送り額未満であること。

ご注意ください!

参考　変更前(令和8年度調査まで)

- 同居の場合…組合員が主たる生計維持者であること。
- 別居の場合…組合員からの仕送り額が、被扶養者の収入の2分の1以上であること。

注1：同居については、組合員の収入が被扶養者の収入を上回っていて、組合員が主たる生計維持者と認められる場合は、継続認定されます。

注2：学生である子の下宿や組合員の単身赴任など、やむを得ない事情で一時的に別居している場合は、「同居」として取り扱います。(この場合、組合員が主たる生計維持者であれば、仕送り額の確認は行いません。)

別居の被扶養者への仕送り要件について

別居の場合、次の仕送り要件については、これまでどおり確認を行います。

- 仕送りの方法は、送金であること。(手渡しは認められません。)
- 仕送りは、日常生計費の支援として、毎月(又は少なくても1月おきに)行っていること。
- 他の親族と共同して仕送りを行っている場合は、組合員の仕送り額が、他の親族の仕送り額を上回っていること。
- 被扶養者の収入と仕送り額の合計が、共済組合が定める最低生活費60万円以上であること。

※資格確認調査では、直近1年間に係る仕送りの実態を確認するため、仕送り額、送金頻度、送金人、受取人等が確認できる書類(通帳の写し等)を提出していただきます。書類は、大切に保管しておいてください。





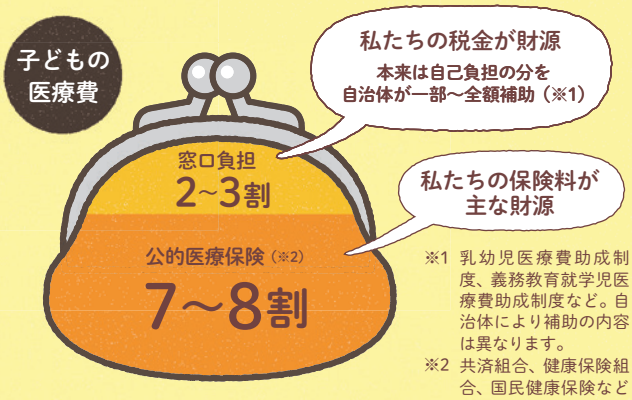
扶養の認定基準について、詳しくは当組合のホームページをご確認ください。

【お問い合わせ】　保険課資格調定係　☎ 059-253-2703

窓口負担がたとえ0円でも その子どもの医療費、タダではありません！



子どもが病気やけがで医療機関にかかるとき、「窓口での支払いがないから、子どもの医療費は無料」と勘違いしていませんか？ 窓口負担が無料もしくは少額な理由は、公的医療保険が医療費の大半を負担し、加えて自治体が独自に助成を行っているからです。しかし、その財源は、私たちが納めている保険料や税金です。医療費が増加すると保険料や税金が引き上げられ、最終的には健康保険制度の維持が難しくなる危険性もありますので、適正な受診を心がけましょう。



※1 乳幼児医療費助成制度、義務教育就学児医療費助成制度など。自治体により補助の内容は異なります。
※2 共済組合、健康保険組合、国民健康保険などの補助。

病院 未来の医療を守るために 付き添う大人が心がけたい3つのこと

その1 いきなり大病院を受診しない

大病院*では待ち時間や検査の時間が長くなり子どもの負担が増えるほか、緊急時以外に紹介状なしで受診すると、別途料金が加算されます。身近で頼りになる「かかりつけ医」を持ち、まずは「かかりつけ医」を受診しましょう。

＊特定機能病院や地域医療支援病院（一般病床200床以上など）

かかりつけ医って？

日常的な診療や予防接種・健診などで、継続的に受診する医師のこと。子どもの体質や発育歴なども踏まえて診てもらうことができます。

その2 可能な限り診療時間内に受診する

休日や夜間などの救急外来は、受けられる検査や薬の処方が限られ、医療費も高額になります。緊急の場合以外は、平日の診療時間内に「かかりつけ医」を受診するようにしましょう。

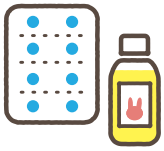
困ったときは#8000に電話を！

休日や夜間の子どもの急病で、今すぐ医療機関を受診するか判断に迷ったら、#8000（子ども医療電話相談）に電話を！ 小児科の医師や看護師に相談できます。

対応時間は都道府県によって異なります。詳しくはこちら▶

その3 薬のもらい方、使い方を見直す

処方された薬を使用する際は、医師や薬剤師からの指示を守りましょう。自己判断で用量を変えたり、使用を中止したりしてはいけません。また、薬は必要なときに必要な分だけもらい、むやみに欲しがらないことも大切です。



抗菌薬（抗生物質）の適正利用を

抗菌薬は、細菌感染症を治療するための薬で、ウイルス性の病気には効果がありません。不適切な使用は、抗菌薬が効かない・効きにくい薬剤耐性菌を増やすことに。使用の際は次のことを心がけましょう。

- 医師の指示どおりに服用する
- 人にあげたりもらったりしない
- 分からないことは医師や薬剤師に確認する



記事提供：（株）社会保険出版社

冬のボーナスから

共済貯金を始めてみませんか？



給与天引き × 臨時積立で、しっかり貯まる！

共済貯金って？

共済組合が運営する貯金制度です。
お預かりした資金を公共債や社債などで運用し、その運用益を利息としてお支払いしています。
給与から天引きで積み立てられるため、手間なく続けやすいのが特徴です。

利息について

年利0.9%（税引前）

- 毎月末の残高で利息を計算
- 年2回（4月、10月）元金へ繰入
- 半年複利で効率よく増える
- 年2回共済貯金残高通知書を発行

「先取り」だから、自然に貯まる仕組み！

給与やボーナス → 先に貯金（給与天引き） → 手取り額（使えるお金） → 残ったお金で生活



給与が入ると使ってしまう…という方も安心！
先取りで貯金するから無理なく貯められます。

こんな方におすすめ！

- ☑ 無理なく貯金を続けたい
- ☑ 毎月コツコツ積み立てたい
- ☑ 旅行・車・住宅などの目標に備えたい



＼共済貯金の4つのポイント／

① 毎月の積立

給与から自動で積立て



② 臨時積立

月一回、追加で積立て可能



③ 払出し

必要なときは、月一回払出し可能



④ 積立額変更可能

ライフプランに合わせて積み立てられます。



臨時積立ってこんな制度！

ボーナスなどのまとまった資金を、追加で積み立てできる制度です。
通常の給与天引きにプラスして積み立てることで、より計画的に貯めることができます。

ご利用前にご確認ください

当組合では、預金先の金融機関や債券の発行体が破綻した場合等に備え、欠損金補てん積立金を積み立てていますが、次のリスクによって貯金の元本が棄損する可能性があることをご理解のうえ、共済貯金をご利用ください。

- ◉当組合は、皆さんの貯金を共済組合名義で運用しているため、金融機関にとっては当組合が一預金者となることから、共済貯金を利用する皆さん一人一人にはペイオフ（預金保険制度）は適用されません。
- ◉投資先の債券は、発行体の信用格付が高いものに限定するなどリスク回避に努め、安全性を重視した運用を行っていますが、万が一、発行体が破綻した場合、その債券の元本回収が困難になります。また、保有する債券は、満期償還を基本としていますが、満期日以前に換金する場合は、その時点の金利や信用度等によって債券価格が上下します。

加入方法

共済貯金利用申込書を、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。



お問い合わせ

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。
経理課貸付貯金係　☎059-253-2705

お知らせ

医療費通知書をお届けします

保険課医療係　☎059-253-2704

医療費に対する認識を深め、皆さんの健康管理に役立てていただくことを目的に、令和8年1月～令和8年10月受診分の医療費通知書を、令和9年1月下旬に送付します。

医療費通知書は、確定申告の医療費控除の申告をする場合に添付書類として使用できますが、次の点にご注意ください。

① 当組合に医療費のデータが届くのが2か月後になることから、医療費通知書に１年分の全ての医療費を記載することができないため、令和8年11月と12月受診分については、別途領収書により、医療費控除の明細書を作成して申告する必要があります。

② 事務処理上の理由によって、医療費通知書に記載されている金額と領収書の金額が相違している場合があります。

③ 医療費の支払の可否を審査した結果、支払不可となった場合は、医療費通知書に受診歴が記載されません。

※医療費通知書には、組合員と被扶養者の受診歴等がまとめて記載されていますので、必ず被扶養者に了承を得てから開封をお願いします。なお、被扶養者の了承が得られない場合は、当組合までご連絡ください。

休業給付の給付上限相当額等が変更されました

保険課医療係　☎059-253-2704

育児休業手当金、介護休業手当金、育児休業支援手当金の給付上限相当額（日額）及び育児時短勤務手当金の給付金額算定に用いる基準額が、令和8年8月1日から下表のとおり変更されました。

＜給付上限額の変更＞

	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から
育児休業手当金 給付割合が67/100の場合 （育児休業取得期間が180日まで）	14,718円	15,111円
給付割合が50/100の場合 （育児休業取得期間が180日を超える期間）	10,984円	11,277円
介護休業手当金	16,207円	16,646円
育児休業支援手当金	2,855円	2,932円

＜給付算定基準額の変更＞

	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から
育児時短勤務手当金 基準報酬月額相当額	483,300円	496,200円
支給限度額	471,393円	484,121円
最低限度額	2,411円	2,562円

お得に、便利に！冬の特別セールのご案内

経理課貸付貯金係　☎059-253-2705

申込方法・納品日等のご案内





	丸大ハム製品	家庭用常備薬・健康管理用品
申込方法	折込チラシの申込書を【取扱業者】へ郵送（FAX可）	Webで申込み（第一類医薬品も、購入することができます。）
申込締切日	令和8年12月9日（水）	令和8年12月28日（月）
納品日	令和8年11月27日（金）	申込受付後2～3週間程度
送料	無料	無料（購入金額が4,500円未満の場合は600円）
支払方法	振込み（郵便局、コンビニエンスストア）	・振込み（郵便局・コンビニエンスストア） ・クレジットカード払い

年末のご準備にぜひご利用ください！　詳しくは、折込みチラシをご覧ください。



住宅取得資金に係る残高等証明書をお届けします

経理課貸付貯金係　☎059-253-2705

住宅貸付等をご利用されている方に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を**11月上旬**に送付します。

内容をご確認の上、年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける際にお使いください。



※証明書が発行された方全員が、住宅ローン控除の対象になるものではありません。(借入金の一部を繰り上げて返済したことで、全体の償還期間が10年未満になった場合などは、対象外です。)
詳細は、税務署の案内や国税庁のホームページなどをご確認ください。

令和8年中に新規で住宅貸付等を利用された方へ

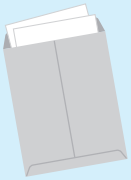
確定申告が必要です。該当する方には、**令和9年1月**に借入金の年末残高等証明書を送付します。

住宅ローン控除関係の適用に係る手続きの取扱いについて

令和4年度税制改正において、住宅ローン控除関係の適用に係る手続きの改正が行われましたが、経過措置が設けられているため、令和8年分においても従来どおり残高等証明書を発行します。

ご利用の流れ

送付



11月上旬に所属所へ送付します。

確認



内容をご確認ください。

年末調整



年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける際にご使用ください。



東京グリーンパレスは、東京麹町東急REIホテル（トウキョウコウジマチトウキュウレイ）としてリニューアルオープンいたします。

皇居の緑と歴史を近くに感じる、都心にありながら穏やかな空気が流れる番町・麹町エリア。

ビジネスにも、レジャーにも、東京の拠点としてご利用ください。

webサイト


シングルルーム イメージ


ロビー・フロント イメージ


宴会場・会議室 イメージ

【組合員様へのご案内】

ホテル公式サイトから宿泊予約をする際は、組合員料金（優待）適用のため、「法人ログイン」からでログインし、ご予約ください。

ログインには、専用のID・パスワードが必要です。

ID・パスワードが不明な場合は、共済組合までお問い合わせください。

東京麹町東急REIホテル

全国市町村職員共済組合連合会 福祉施設
（運営：東急ホテルズ＆リゾーツ株式会社）

Tel/03-5210-4600

＜電話受付時間＞　10：00～17：00　※土日祝日除く

東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス内

ご予約はお電話またはwebサイトからお問い合わせください。レストランの予約開始は、2026年12月の予定です。

ホームページから動画が視聴できるようになりました!

3分でできる! 運動不足解消法

健康づくりは、毎日のちょっとした運動から。たった3分で気軽にできる簡単筋トレ動画を4本公開します。運動不足が気になる方も、まずはできそうな動画から、楽しく体を動かしてみませんか？



視聴方法

1 当組合ホームページ(https://www.m-kyosai.jp/)のトップページ下部のバナーからお入りください。



こちらからもご覧いただけます。

https://www.tkhs.co.jp/videolib/mieks26080050/list.html

こちらをクリック



2 ビデオライブラリが開きます。お好きな動画を選んでご覧ください。

年に一度の健康チェックのために**人間ドック**を受診しましょう。
申込方法等の詳細は、**4～5ページ**に掲載しています。



この広報はホームページでもご覧になれます。

三重県市町村共済 検索

●発行所 三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808
●発行人 坂口裕司 TEL 059-253-2702(総務課管理係) E-mail kanri@m-kyosai.jp